

氏名	飯田 朋子
学位の種類	博士（国際日本研究）
学位記番号	博 甲 第 10731 号
学位授与年月日	令和 5 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
審査研究科	人文社会ビジネス科学学術院
学位論文題目	技能実習生と日本語母語話者のコミュニケーション に資する技能実習生日本語教育の研究 —送り出し・監理・受け入れの 3 現場の観察を通じて—

主査	筑波大学 教授	博士（言語学）	小野 正樹
副査	筑波大学 教授	博士（国際政治経済学）	明石 純一
副査	筑波大学 准教授	Ph.D.（言語人類学）	井出 里咲子

論文の要旨

本研究の目的は、技能実習生が受ける海外・国内の日本語教育の現状、特に技能実習現場における実際の日本語使用から、技能実習生と日本語母語話者のコミュニケーションに資する技能実習生日本語教育を考察し、課題解決を提言することにある。本論全体を通じて、説明手法として参与観察及びインタビューによるデータを証拠とし、技能実習生の日本語教育をより良いものとするために、受け入れ企業での技能実習現場、日本入国後の日本語教育、技能実習生の母国での日本語教育の 3 現場を総合的に調査研究することが必要と位置づけ、3つの研究課題を設定している。

研究課題 1：入国前講習実施機関はどのように技能実習生日本語教育を構築し、実践しているか。

研究課題 2：入国後講習実施機関はどのように技能実習生日本語教育を構築し、実践しているか。

研究課題 3：技能実習現場ではどのように日本語が使用され、日本語母語話者と技能実習生がコミュニケーションを取っているか。

第 1 章「本研究の目的及び研究背景」では、研究背景を述べ、技能実習制度やその先行研究を概観し、本研究の位置づけと研究目的について記述している。

第 2 章「研究方法及び研究対象」では、研究方法及び研究対象、そして研究の枠組み及びデータの分析方法であるエスノグラフィーについて詳述している。

第 3 章「入国前講習実施機関における来日前の日本語教育」では送り出し機関等、海外における技能実習生への日本語教育機関における日本語教育（以下、入国前講習とする）について調査を行い、入国前講習実施機関はどのように技能実習生日本語教育を意味づけて構築し、実践しているかを記述している。研究のフィールドは、技能実習生の母国における入国前の講習実施機関（送り出し機関）である。本論文においては 1 学校を

調査研究の対象としている。

本章では研究課題 1 に関して取り組み、入国前講習実施機関では、元技能実習生が帰国後に日本語教師になる例が多数見られ、日本語能力や日本語教育能力が高くない元技能実習生等が教師を行っている現状が存在することを踏まえ、調査学校でも技能実習生を送り出し、帰ってきた元技能実習生を入国前講習の日本語教師として雇用するというスパイラルが恒常化していることを指摘している。元技能実習生である教師自身は、教育機関で語学教師としてのスキルを専門的に習得しているという経験と実績を持たないため、自らの教育能力に不安を持っている様子も見受けられ、専門的な日本語教育という点で考えると、入国前講習において元技能実習生を教師として登用する日本語教育人材の活用は、日本語教育の質の低下に結びつきやすい一方で、技能実習生として、自らの実体験や経験を語ることができる先達者としては、元技能実習生日本語教師の有用性は高いと見ることもできる。調査学校では元技能実習生が技能実習生時代に頻繁に使用し、必要で便利な日本語の語句や表現、コミュニケーション方法などを生徒たちに話すことも行われ、元技能実習生は日本語教育の専門家にも持ち得ない知識と経験を持ち、技能実習を行うことになる生徒たちに非常に重要な知識を提供していることを確認している。

第 4 章「入国後講習実施機関における来日後の日本語教育」では、監理団体等、国内講習実施機関の 3 機関を比較分析し、3 機関における入国後の日本語教育（以下、入国後講習とする）について調査を行い、入国後講習実施機関はどのように技能実習生日本語教育を構築し、実践しているかを分析している。研究課題 2 に対して、入国後講習実施機関である 3 機関の調査研究から、各機関の講習にはそれぞれの教育観と教育カリキュラムの取捨選択が見られるが、いずれの機関も 1 ヶ月という短い期間に日本語教育が実施されているが、講習実施機関単体で、1 ヶ月のみで講習を完結させることはやはり時間的に困難であることを述べている。その解決方法として、受け入れ企業、監理団体（入国後講習実施機関）、送り出し機関の 3 つの現場が協力し、横の繋がりを作っておくことこそが重要で、監理団体（入国後講習実施機関）それぞれの理念と特色を残しつつ、相互扶助の体制を整え、より広く技能実習生日本語教育を考えていく必要性を論じている。入国後講習における日本語教育は講習実施機関の裁量に任せられる部分も多く、機関によって大きな認識の違いがあることこそが、各機関における日本語教育の構築と実践の違いに繋がっていると警鐘を鳴らしている。

第 5 章「技能実習現場における日本語使用とコミュニケーション」では、研究課題 3 である技能実習現場（受け入れ企業）における日本語使用とコミュニケーションに着目し、技能実習現場ではどのように日本語が使用され、日本語母語話者と技能実習生がコミュニケーションを取っているかについて取り組むため、技能実習現場（受け入れ企業）である 4 企業の調査研究から論を述べている。4 企業のうち 3 企業で、技能実習生のまとめ役や通訳、新人教育等を行うリーダーの存在を確認し、日本語母語話者と技能実習生の一对一の協働が行われる事例など現実的には技能実習のあり方は多様であるが、技能実習生が複数人存在する現場であれば、コミュニケーションを円滑に行う方策として、リーダー制や、それを前提とした日本語母語話者とのコミュニケーションが行われやすいという解決法を見出している。日本語母語話者と技能実習生の間に起こる不調和や不一致は避けては通れない問題であるが、技能実習現場の場合、特にリーダーに負荷がかかりやすいという問題や、技能実習生が「分かった」と理解を示しても、その理解が確かなものでないという現状を見出した。

第 6 章である終章「技能実習生日本語教育の考察と本研究のまとめ」において、技能実習生日本語教育の考察と本研究のまとめとして、入国前講習及び入国後講習に対して、例として技能実習現場のコミュニケーションに資する今後の技能実習生日本語教育への提案をまとめて、論を終えている。

審査の要旨

1 批評

技能実習生のための日本語教育を分析・考察し、実習生が面する日本語教育の3つのフェーズを対象とした貴重なデータに基づく、提言型論文である。複数の技能実習生の受け入れ機関の継続的調査に基づき、受け入れ機関における日本語使用の実態、支援者による支援の試みは、著者の個人的な信頼関係から得られた貴重なデータ・研究資料となっており、技能実習生の受け入れ機関と技能実習生のコミュニケーションについて明らかにすることができる。送り出し・監理・受け入れの3者の連続性及び連絡の必要性の記述と提案など、研究の複雑さと広がりを見せている。

技能実習生の日本語能力の向上や技能実習現場におけるコミュニケーションを円滑にする解決法として、第一に講習における教育が最も重要な要素であり、入国前・入国後講習において、講習担当者は、使い慣れた教科書や従来の日本語教育のメソッドに囚われず、技能実習現場に必要な日本語教育を考えていくべきであることを提言している。さらに、現在行われている入国前講習実施機関及び入国後講習実施機関における技能実習生への日本語教育は、本論文で示された技能実習生のリーダーを中心とした集団的な技能実習のあり方や、企業側から求められているコミュニケーションが必ずしも理想的なものとは言えないことから、技能実習生への日本語教育の提言として、現場で求められるコミュニケーションを講習における教育に反映させる方法として、送り出し・監理・受け入れの3者の連続性及び連絡体制の強化と、講習実施者は、自らが教える日本語が技能実習生の数年間の技能実習生活や、その後を左右する可能性があることを自覚して教育を行うべきという自己研修の必要性は大きく肯ける点である。

日本語教育への具体的な提言としては、日本語母語話者と技能実習生の協働現場において、日本語母語話者が考えて思い至る「わかりやすさ」と、技能実習生の日本語学習によって培われた「わかりやすさ」には差異があると考えられ、このことが時にコミュニケーションの円滑さを阻害してしまう可能性が高いことに言及しているが、「やさしい日本語」という情報発信言語はまだ曖昧で、言語コミュニケーションとして具体的にどのような日本語が必要なのか、より具体的な記述を求めたい。技能実習生の日本語についても言語研究として、中間言語研究などとの関わりや、日本語教育専門家としてどのように解決できるのかの提言が、まだ抽象的でカリキュラムモデルの曖昧さがある。こうした問題点については、著者自身も十分自覚しており、今後の発展的な研究を通じて解決していくものであることから、本論文の学術的価値を損なうものではない。学界の現状から、本研究の成果は十分に画期的であり、残された課題の解決は、本研究の貢献・重要性を揺るがすものではないと言える。

2 最終試験

令和5年1月24日、人文社会ビジネス科学学術院学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。また著者が、学位を受けるために必要な知識・能力等（コンピテンス）を修得していることを確認した。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（国際日本研究）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。